

# 「指定介護老人福祉施設 誠心園」重要事項説明書

## 1、 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0823-42-0505  
担当 川井、山下、本森

## 2、 特別養護老人ホーム誠心園の概要

### ① 提供できるサービスの種類

施設名称 特別養護老人ホーム 誠心園  
所在地 広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目20番1号  
介護保険指定番号 3473100471

### ② 同施設の職員体制

|          |    |            |    |        |     |
|----------|----|------------|----|--------|-----|
| 施設長（管理者） | 1名 | 医師         | 2名 | 生活相談員  | 3名  |
| 看護職員     | 7名 | 機能訓練指導員    | 1名 | 管理栄養士  | 2名  |
| 介護支援専門員  | 3名 | （生活相談員と兼務） |    | 介護職員   | 57名 |
| 事務職員     | 2名 | その他        | 7名 | （宿直員等） |     |

### ③ 同施設の設備の概要

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 定員     | 100名                 |
| 居室     | 2人部屋 6室              |
|        | 1人部屋 88室             |
| 浴室     | 5箇所（一般浴槽と特殊浴槽があります。） |
| 静養室    | 1室                   |
| 医務室    | 1室                   |
| 食堂     | 4箇所                  |
| 多目的ホール | 3箇所（機能訓練室・談話室）       |

## 3 サービス内容

### ① 施設サービスの計画の立案

心身の状態を勘案し、利用者と家族の希望に基づいて、可能な限り自立して生活が送れるよう、計画いたします。

### ② 食事

栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

### ③ 入浴

### ④ 介護

### ⑤ 機能訓練

### ⑥ 生活相談

### ⑦ 健康管理

### ⑧ 理美容サービス

### ⑨ 行政手続代行

### ⑩ 日常費用支払い代行

### ⑪ 所持品保管

### ⑫ レクリエーション等

#### 4 利用料金

- ① 基本料金 別紙のとおり
- ② 支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払ください。  
入金確認後、領収書を発行します。

お支払い方法

1. ゆうちょ銀行の自動引き落とし
2. 広島銀行へ払込み

払込先

広島銀行 江田島支店 (普通) 0242403  
特別養護老人ホーム 誠心園 理事長 平野 典子

いずれかをお願い致します。

#### 5、退所の手続き

退所手続き

- ① 利用者のご都合で退所される場合
  - ・退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。
- ② 自動終了
  - ・利用者がお亡くなりになった場合は自動的にサービスを終了いたします。
- ③ その他
  - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。
  - ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
  - ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
  - ・平成27年4月1日以降に入所され、要介護1・2に変更になった場合は退所となります。但し、特例入所の要件に該当すると認められた場合には特例的に施設への入所が認められることとなります。
    - (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が見られること。
    - (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
    - (3) 家族等による深刻な虐待が疑われる事等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
    - (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

## 6、当施設のサービスの特徴等

### ① 運営の方針

あたたかさややさしさをもって支援します。

### ② 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 面会 : 来訪者は、必ず事務所前に設置した面会簿に記載事項に記入することとする。なお、食べ物の持ちこみは、原則として賞味期限が明記しているものとする。
- (2) 外出, 外泊 : 外泊をする場合は、事前に申し出をするものとする。
- (3) 喫煙 : 厚生労働省より、介護施設は原則屋内禁煙となっております。
- (4) 設備・施設の使用上の注意
  - : 居室及び教養施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
  - : 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したりした場合には、利用者の自己負担により現状を回復していただくか、または相当の金額を支払っていただく場合があります。
  - : 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居内に必要な処置をとることとします。但し、この場合ご本人にプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
  - : 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行うことは出来ません。
- (5) 預り金 : 利用者からの預り金は、誠心園の『預かり金管理要綱』によることとします。
- (6) 持ち込み制限 : 入所にあたり、以下のものは原則として持ちこむことが出来ません。  
ペット・仏壇等（大きなもの）

## 7、緊急時及び事故発生時の対応方法

- ① 利用者にて病状の急変が生じた場合、嘱託医に連絡する等必要な処置を講じる他、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。
- ② サービス提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者のご家族に連絡して必要な措置を講じます。  
また、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

## 8、身体拘束について

サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し同意を得てその態様および時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

## 9、虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待予防のために、成年後見制度の利用の支援、定期的な虐待防止委員会開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 : 施設長 兼池 麻子

虐待防止に関する窓口 : 生活相談員

#### 10、感染症予防及びまん延の防止のための措置について

感染症の予防及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。

#### 11、非常災害対策

施設は、防災計画等の防災計画に基づき、年2回以上の避難・救出訓練を実施します。

#### 12、業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

#### 13、サービス内容に関する相談・苦情

##### ① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担 当 施設長 : 兼池 麻子  
生活相談員 : 川 井、山 下、本 森  
電話番号 0823-42-0505  
FAX 番号 0823-42-0506

##### ② 手順

- (1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為に、申請者は原則本人又は家族とし、それによりがたい場合は代理人でも受付ける。
- (2) 担当者は、申請を受付けたら管理者に報告し、その事実確認・調整を行い、原因究明・解決策を講じる。
- (3) 管理者や担当者は、結果を本人や代理人に十分な説明を口頭及び文書化して行う。

##### ③ その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

##### ・江田島市高齢介護課

江田島市大柿町大原505番地  
電話番号 0823-43-1651

##### ・広島県国保連合会

広島市中区東白島町19番49号 国保会館  
電話番号 082-554-0783

#### 14、事業者の概要

|             |  |
|-------------|--|
| 名称・法人種別     | 社会福祉法人 誠心福祉会   |
| 代表者役職・氏名    | 理 事 長 平野 典子  |
| 本部所在        | 広島県江田島市江田島町宮ノ原3丁目20-1  |
| 電話番号        | 0823-42-0505   |
| 定款の目的に定めた事業 | 特別養護老人ホーム 誠心園<br>誠心園入所短期生活介護事業所<br>誠心園デイサービスセンター<br>誠心園居宅介護支援事業所<br>誠心園グループホーム |

#### 15、第三者評価の実施状況 未実施

年 月 日

介護老人福祉サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<施設>

所在地 広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目20番1号

施設名 特別養護老人ホーム誠心園 (指定番号347310041)

管理者名 施設長 兼池 麻子

説明者

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<入所者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

<代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 )